

包括連携協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）、西原町（以下「乙」という。）及び西原町商工会（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の3者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展及び学術研究の振興並びに地域産業の振興・発展と、これらを担う人材育成に寄与し、もって「文教のまち西原」づくりに資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、以下の項目についてそれぞれが相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- (1) 創造性のあるまちづくりの推進に関する事。
- (2) 情報化社会の構築に関する事。
- (3) NPO・ボランティア活動の促進に関する事。
- (4) 環境保全及び防災対策の推進に関する事。
- (5) 地域医療・保健及び福祉の向上に関する事。
- (6) 農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関する事。
- (7) 地域ブランドの創出に関する事。
- (8) 教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関する事。
- (9) その他甲、乙及び丙が協議の上、連携・協力することが必要と認められる事項に関する事。

（協議会）

第3条 本協定に基づく円滑な連携・協力の推進のため、琉球大学・西原町・西原町商工会連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会の運営等に必要な事項は、甲、乙及び丙協議の上、別途定めるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た情報について、事前に関係機関の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して、開示又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も、また、同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも改廃の申出がないときは更に1年間更新するものとし、その後も、また、同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

西原町字千原1番地

甲 国立大学法人琉球大学 学長

大城



西原町字与那城140番地の1

乙 西原町長

上崎



西原町字小橋川1番地の5

丙 西原町商工会 会長

濱門

